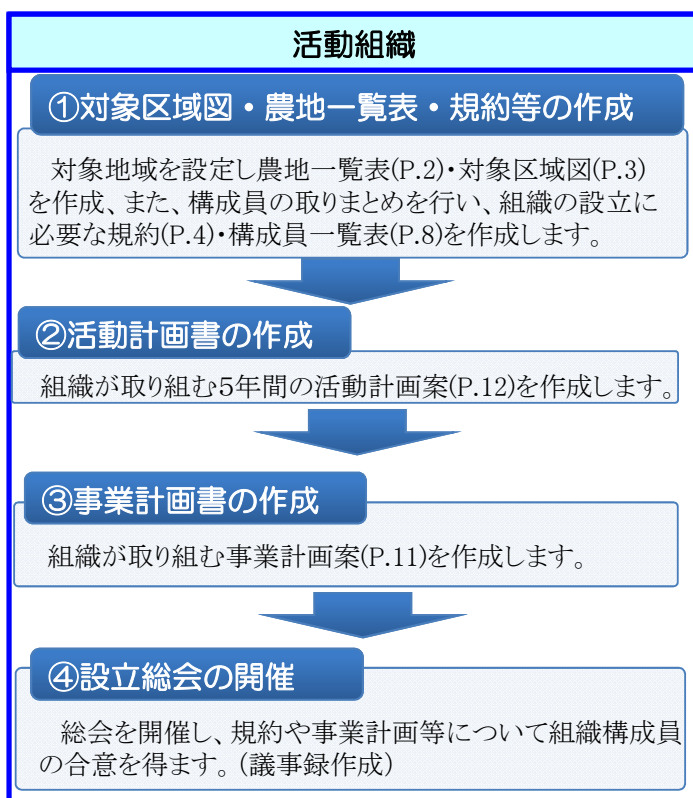


事務・手続きの概要

組織の設立から事業計画の認定まで



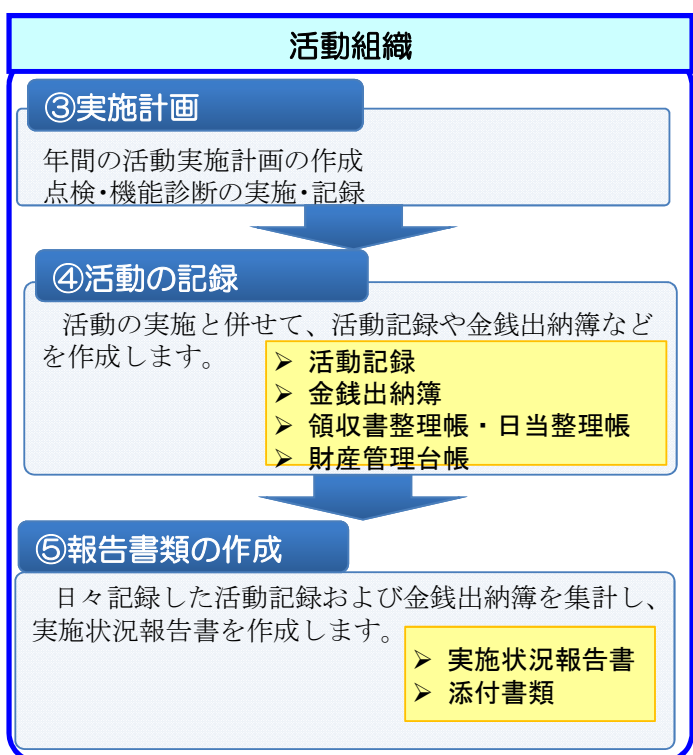
⑤事業計画の申請

市・町に事業計画書を提出し、事業計画の認定申請(P.10)を行います。

⑥事業計画の認定の通知

市・町長から事業計画の認定通知書が送付されます。

交付金の交付申請から報告まで



①交付金の申請・請求

市・町に交付申請書を提出します。

②交付決定・支払

市・町長から交付決定の通知が送付されます。その後、概算払請求により交付金が支払われます。

⑥実施状況報告

市・町に実施状況報告書(実績報告書)などを提出します。

⑦確認通知の送付

市・町長から実施状況確認通知書が送付されます。

世代をつなぐ農村まるごと保全向上対策

新規取組に向けての参考資料

対象農振農用地一覧表

活動組織: 滋賀まると保全隊

〇〇町

字	地	番	地目	面積(m ²)
山田	1201		田	3,001
山田	1202		田	2,202
山田	1203		田	3,001
山田	1204		田	3,013
山田	1205		田	3,006
山田	1206		田	3,005
山田	1207		田	2,019
山田	1300		田	1,000
山田	1301		田	3,009
山田	1302		田	3,007
・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・				
大之池	2502		田	3,009
大之池	2503		田	3,003
大之池	2504		田	3,012
大之池	2505		田	3,000
大之池	2506		田	4,586
大之池	2507		田	3,587
大之池	2508		田	3,685
大之池	2509		田	2,060
大之池	2510		田	3,008

〇〇町

小川	2189	1	田	938
小川	2190	1	田	1,820
小川	2191	1	田	2,066

〇〇町

平塚	225-1		畑	172
平塚	225-2		畑	217
平塚	225-3		畑	219
・・・・・・・・(中略)・・・・・・・・				
谷村	305		畑	320
谷村	306		畑	221
谷村	307		畑	222
谷村	308		畑	270

計	(m ²)	田	1,010,037
		畑	90,041
	(a)	田	10,100
		畑	900

農地維持支払	田	2,222,000円
	畑	135,000円
	計	2,357,000円
資源向上支払(共同)	田	1,313,000円
	畑	72,000円
	計	1,385,000円
合計		3,742,000円

(別添1)

実施区域位置図

組織名称：



1号事業（多面支払）



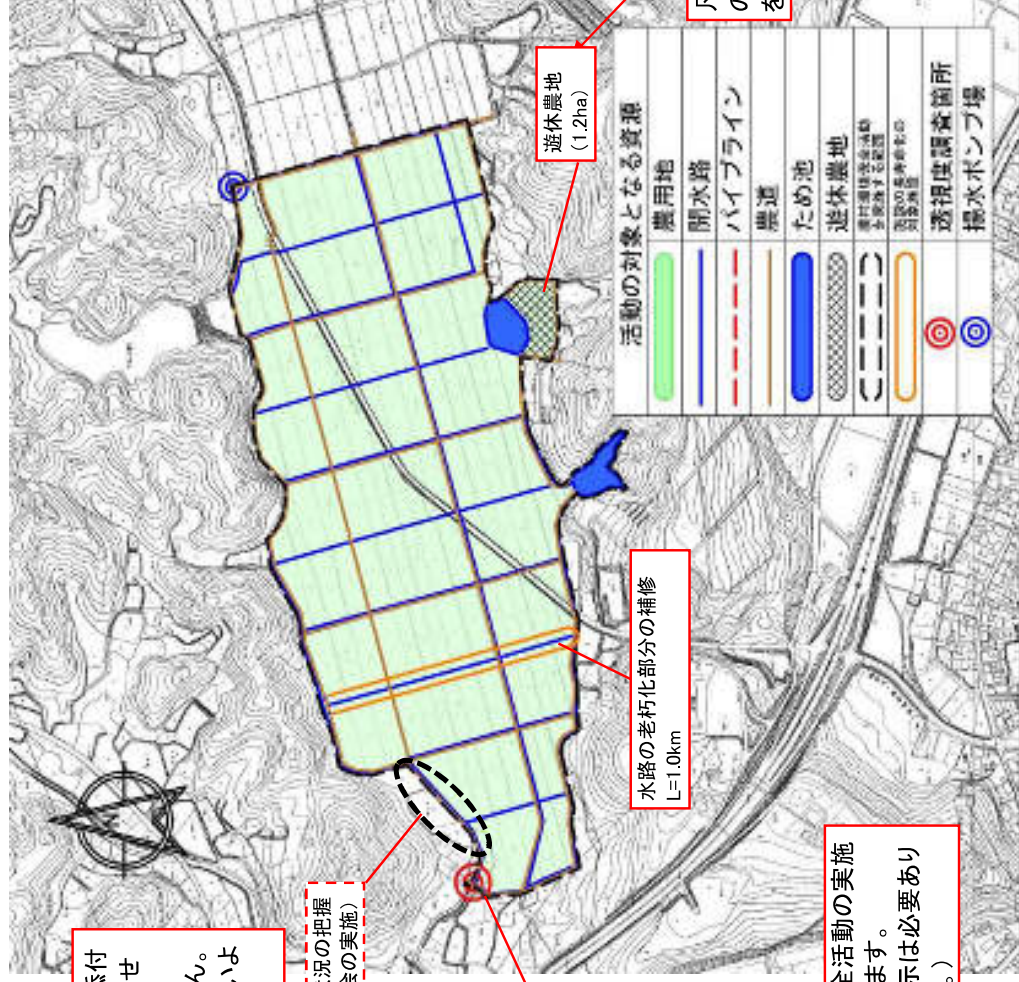
2号事業（中山間直払）



3号事業（環境直払）

滋賀まるごと保全隊

対象区域図



(別記6-1)

〇〇活動組織規約(例)

令和〇年〇〇月〇〇日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 この活動組織は、〇〇活動組織(以下「活動組織」という。)という。

(事務所)

第2条 活動組織は、主たる事務所を〇〇に置く。

(目的)

第3条 活動組織は、第4条の構成員による農地維持活動又は資源向上活動を通じ、〇〇〇〇に存する農用地、水路、農道等の地域資源及び農村環境の保全並びに水路・農道等の施設の長寿命化を図ることを目的とする。

第2章 構成員等

(構成員)

第4条 活動組織の構成員は別紙のとおりとする。

(備考)

活動組織の構成に当たっては、地域の実情を踏まえ、関係者が十分協議する。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第5条 活動組織に、代表1名、副代表〇名、書記〇名、会計〇名、監査役〇名を置くこととする。代表等役員は別紙のとおりとする

2 代表、副代表及び監査役は総会において構成員の互選により選任するものとし、書記及び会計は、代表が指名するものとする。

3 代表は、この〇〇を代表し、〇〇の業務を統括する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表が欠けたときは、代表を代行する。

5 書記は、〇〇の活動の事務等を行う。

6 会計は、責任者として事業の会計を行う。

7 監査役は、責任者として会計の監査を行う。

(役員の任期)

第6条 役員の任期は、〇年とする。

2 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

（総会の開催）

第7条 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 構成員現在数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 監査役が不正な事実を発見し、報告するために招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認めたとき。

3 前項第一号の規定により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から 30 日以内に総会を招集しなければならない。

4 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって構成員に通知しなければならない。

（総会の権能）

第8条 総会はこの規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 農地維持活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 二 資源向上活動に関する活動計画の設定又は変更及び実施に関すること。
- 三 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）の収支決算に関すること。
- 四 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）の収支決算に関すること。
- 五 活動組織規約の制定及び改廃に関すること。
- 六 その他活動組織の運営に関する重要な事項。

（総会の議決方法等）

第9条 総会は、構成員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。ただし、出席は委任状をもって代えることができる。

2 総会においては、第7条第4項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

3 総会の議事は、第10条に規定するものを除き、出席した構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、構成員として総会の議決に加わることができない。

5 総会により決定した事項については、決定事項を記載した書面を作成するとともに、その写しを構成員全員に配布等により確実に周知するものとする。

（特別議決事項）

第10条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 活動組織規約の変更
- 二 活動組織の解散
- 三 構成員の除名
- 四 役員の解任

第5章 事務、会計及び監査

（書類及び帳簿の備付け）

第 11 条 活動組織は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかねばならない。

- 一 活動組織規約
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収入及び支出に関する証拠書類、帳簿及び財産管理台帳
- 四 その他代表が必要と認めた書類

（書類の保存）

第 12 条 活動組織は、前条各号に掲げる書類を事業終了年度の翌年度から 5 年間保存することとする。

（事業及び会計年度）

第 13 条 活動組織の事業及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

（資金）

第 14 条 活動組織の資金は、次の各号に掲げるものとし、その会計に当たってはそれぞれ区分して経理する。

- 一 農地維持支払交付金及び資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動を除く）
- 二 資源向上支払交付金（施設の長寿命化のための活動）
- 三 その他の収入

（事務経費支弁の方法等）

第 15 条 活動組織の事務に要する経費は、第 14 条の資金をもって充てる。

（活動計画の作成）

第 16 条 活動計画は、総会の議決を得てこれを定める。なお、計画の作成に当たっては、活動時の安全（作業前の危険箇所の確認・共有など）について考慮し作成するものとする。

（資金の支出）

第 17 条 資金の支出者は、代表とする。

（資金の流用）

第 18 条 資金は、定められた目的以外に使用し、又は流用してはならない。

（金銭出納の明確化）

第 19 条 出納の事務を行う者は、金銭の出納及び保管を厳正かつ確実に行之、日々の出納を記録し、常に金銭の残高を明確にしなければならない。

（金銭の収納）

第 20 条 金銭を収納したときは、領収証を発行しなければならない。

2 金融機関への振込の方法により入金する場合は、入金先の要求がある場合のほか、領収証を発行しないものとする。

(領収証の徴収)

第 21 条 金銭の支払については、受取人の領収証を徴収しなければならない。ただし、領収証の徴収が困難な場合には、レシート等をもってこれに代えることができる。

2 金融機関への振込の方法により支払を行うときは、取扱金融機関の振込金受取書をもって支払先の領収証に代えることができる。

(財産の管理)

第 22 条 資源向上活動により更新又は新たに設置した施設については、財産管理台帳に記録し、適正に管理するものとする。

(物品の管理)

第 23 条 活動組織が購入又は借り入れた器具、備品及び資材については、滅失及びき損のないよう、適正に管理するものとする。

(決算及び監査)

第 24 条 活動組織の決算については、代表が事業年度終了後、金銭出納簿、事業報告書及び財産管理台帳を、通常総会の開催の日の○日前までに監査役に提出しなければならない。

2 監査役は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告するとともに、代表は監査について、毎会計年度終了後○日以内に総会の承認を受けなければならない。

第6章 活動組織規約の変更

(規約の変更)

第 25 条 この規約を変更した場合は、市町村長に報告をしなければならない。

第7章 雑則

(細則)

第 26 条 多面的機能支払交付金実施要綱、多面的機能支払交付金実施要領、その他この規約に定めるもののほか、活動組織の事務の運営上必要な細則は、代表が別に定める。

附 則

1 この規約は、令和○年○月○日から施行する。

2 活動組織の設立初年度の役員の選任については、第 5 条第 2 項中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとし、その任期については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、令和○年○月○日までとする。

3 活動組織の設立初年度の活動計画の議決については、第 16 条中「総会」とあるのは、「設立総会」と読み替えるものとする。

令和〇年〇月〇日

滋賀まると保全隊構成員一覧

以下3.の構成員は、滋賀まると保全隊へ参加するとともに、活動組織の代表、役員を下記1. 2.のとおり定めます。

1. 代表

役職名	氏名	住所	備考
代表	多面 太郎	△△市・郡〇町〇-〇-〇	

2. 役員

役職名	氏名	住所	備考
副代表	多面 次郎	△△市・郡〇町1-1-1	
会計	多面 〇蔵	△△市・郡〇町1-2-2	
書記(事務)	多面 〇夫	△△市・郡〇町1-3-3	
監査役	多面 〇次	△△市・郡〇町1-4-4	

3. 構成員

★分類欄は「分類番号リスト」より番号を選択してください。

★団体の場合は代表者名を記入してください。

(1) 〇〇集落

① 農業者の個人または団体（「農業者」は、活動計画書に位置付けられている農用地において耕作又は養畜の業務を営む農業者又は団体。）

分類	氏名	住所	備考(団体名等)
1.農業者個人	多面 太郎	△△市・郡〇町1-1-1	
2.農事組合法人	多面 次郎	△△市・郡〇町1-1-2	〇〇ファーム
3.営農組合	多面 三郎	△△市・郡〇町1-1-3	〇〇営農組合

この線より上に行を挿入してください。

② 農業者以外の個人

分類	氏名	住所	備考
5.農業者以外個人	多面 A夫	△△市・郡〇町2-1-1	
5.農業者以外個人	多面 A吉	△△市・郡〇町2-1-2	
5.農業者以外個人	多面 A子	△△市・郡〇町2-1-3	

この線より上に行を挿入してください。

(2) 農業者以外の団体 (代表者名のみ記載する。)

分類	氏名	住所	備考（団体名等）
6.自治会	多面 D太	△△市・郡○町3-1-1	○○自治会
7.女性会	多面 D美	△△市・郡○町3-1-2	○○女性会
11.学校・PTA	多面 D祐	△△市・郡○町3-1-3	○○小学校

この線より上に行を挿入してください。

分類番号リスト

農業者				農業者以外								
個人として参加	団体として参加			個人として参加	団体として参加							
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
農業者個人	農事組合法人	営農組合	その他の農業者団体	農業者以外個人	自治会	女性会	子供会	土地改良区	J A	学校・PTA	N P O	その他の農業者以外団体

(様式第 1－1 号)

令和〇年〇月〇日

〇〇市・町 長 様

滋賀まると保全隊
多面 太郎

多面的機能発揮促進事業に関する計画の認定の申請について

このことについて、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第7条第1項の規定に基づき、下記関係書類を添えて認定を申請する。

記

- 1 事業計画
- 2 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 - ☒ 1号事業（多面的機能支払交付金）
 - ☐ 2号事業（中山間地域等直接支払交付金）
 - ☐ 3号事業（環境保全型農業直接支払交付金）
- 3 その他
 - ☐ 都道府県の同意書の写し（都道府県営土地改良施設の管理）

多面的機能発揮促進事業に関する計画

令和〇年〇月〇日
滋賀まると保全隊

1 多面的機能発揮促進事業の目標

1. 現況

(例) 本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保全管理することが必要である。

2. 目標

(例) 1 を踏まえ、本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域

① 種類 (実施するものに○を付すこと。)

1 号事業 (多面的機能支払交付金)	
○	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成26年法律第78号。以下「法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (以下「イの活動」という。) (農地維持支払交付金)
○	法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (以下「ロの活動」という。) (資源向上支払交付金)
2 号事業 (中山間地域等直接支払交付金)	
3 号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)	
4 号事業 (その他農業の有する多面的機能の発揮の促進に資する事業)	

② 実施区域

(例) 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)
「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動の内容等

① 1 号事業

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」及び「2. 実施区域内の農用地、施設」並びに「(別添1) 実施区域位置図」のとおり。

2) 活動の内容

(例) イ イの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載のとおり。

ロ ロの活動

活動計画書「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払 (共同)」及び「(3) 資源向上支払 (長寿命化)」に記載のとおり。

3 多面的機能発揮促進事業の実施期間

(例) 活動計画書「I. 地区の概要」の「1. 活動期間」のとおり。

4 農業者団体等の構成員に係る事項

(例) 「(別添2) 構成員一覧」に記載のとおり。多面的機能支払交付金実施要領「別記6－1 活動組織規約」の「(別紙) 構成員一覧」に代えることもできる。

< 施行注意 >

記入内容が様式第1－3号と重複する場合は、「2 (1) ②実施区域」、「2 (2) 活動の内容等」、「3 多面的機能発揮促進事業の実施期間」及び「4 農業者団体等の構成員に係る事項」の記入を省略することも可能とする。

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書
 (多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、
 環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書)

(ふりがな)	(しがまるごとほぜんたい)
組織名	滋賀まるごと保全隊
(ふりがな)	(ためん たろう)
代表者氏名	多面 太郎
(ふりがな)	(まるけんさんかくしまるちょう)
所在地	△△市・郡〇町〇-〇-〇

I. 地区の概要 (共通)

＜活動の計画＞

☒	Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)	別紙 1
☐	Ⅲ. 2号事業(中山間地域等直接支払)	別紙
☐	Ⅳ. 3号事業(環境保全型農業直接支払)	別紙
☐	Ⅴ. その他多面的機能の発揮の促進に資する事業に係る計画書	別紙

(注) 該当する活動にチェックし、取り組む活動の別紙のみ添付すること

＜施行注意＞

提出の際に()内は、多面的機能支払に係る活動計画書、中山間地域等直接支払に係る集落協定、環境保全型農業直接支払に係る営農活動計画書のうち該当する活動の計画書若しくは協定を記載すること。

I. 地区の概要

※ 以下、（多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払）をそれぞれ（多面支払、中山間直払、環境直払）と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度	活動終了年度	交付金の 交付年数	計画変更年度	計画変更年度
農地維持支払	令和3年度	令和7年度	5年	令和○年度	令和○年度
資源向上支払 (共同)	令和3年度	令和7年度	5年	令和○年度	令和○年度
資源向上支払 (長寿命化)	令和3年度	令和7年度	5年	令和○年度	令和○年度
中山間地域等 直接支払	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度
環境保全型農業 直接支払	令和○年度	令和○年度	年	令和○年度	令和○年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積※ 1											計	うち遊休 農地面積	年当たり 交付金額 上限	
	田		畑		草地		採草放牧地							
	多面 支払		10,000a		1,000a		100a				11,100 a	10 a	9,315,680円	
	中山間 直払		a		a		a							a
		傾斜		傾斜		傾斜		傾斜						
取組 面積	環境 直払※ 2												a	円

※1 多面支払の認定農用地面積は、集落が管理する農用地面積を記載する。

※2 環境直払に取り組む場合は、Ⅳの4の交付金額の取組面積の合計及び年当たり交付金額上限の合計を記載するものとする。

農業用施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
	8.2 km	7.5 km	5 箇所
うち、資源向上支払 (長寿命化) の対象施設	0.3 km	1.5 km	3 箇所

※ 延長は、小数点以下第1位まで記入する。

3. 実施区域位置図

別添1「実施区域位置図」のとおり

4. 組織構成員一覧

別添2「構成員一覧」のとおり

※ 多面支払のみに取り組む場合は、活動組織規約の別紙「構成員一覧」に代えることができる。

5. 多面的機能支払と中山間地域等直接支払との重複面積

重複面積 (多面支払・中山間直払)
a

※ 多面支払の活動計画書及び中山間直払の集落協定に位置づけられている施設等については、多面支払の活動組織により活動を実施し、また、多面支払の交付金を充てることとする。

＜施行注意＞

計画書の変更の際には、容易に比較対照できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

(別紙1)

多面的機能支払に係る活動計画書(1号事業様式)

Ⅱ. 1号事業(多面的機能支払)

対象組織が広域活動組織の場合は○

⇒

1. 交付金額 ※複数の交付単価がある場合には、行を追加してください。

(1) 農地維持支払

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,100 a	2,200 円/10a	2,222,000円
畑	900a	1,500 円/10a	135,000円
草地	a	180 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,000a		2,357,000円

※対象農用地面積とは、交付金の算定の対象となる農用地の面積のことです。小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

★活動期間中に、田から畑への地目の変更が生じた場合は下記に記入し、市町村に提出してください。農地維持支払の単価が活動終了年度まで田の単価となります。

地目を田から畑に変更する面積

(2) 資源向上支払(共同)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,100a	1,300 円/10a	1,313,000円
畑	900a	800 円/10a	72,000円
草地	a	120 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,000a		1,385,000円

※交付単価は以下①、②への取組状況によって単価が異なりますので、乗じた額を記入してください。

①多面的機能の増進活動に取り組む
②資源向上支払(共同)を5年以上実施、又は資源向上支払(長寿命化)に取り組む

①②に該当 ⇒ 単価に0.75を乗する

①のみ該当 ⇒ 単価の修正なし

②のみ該当 ⇒ 単価に0.625を乗する

①②に該当しない⇒単価に5/6を乗する

(3) 資源向上支払(長寿命化)

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付上限額
田	10,100a	4,400 円/10a	4,444,000円
畑	900a	2,000 円/10a	180,000円
草地	a	400 円/10a	円
この線より上に行を挿入してください。			
合計	11,000a		4,624,000円

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合、かつ直営施工を実施しない場合は、単価に5/6を乗じた額を記入してください。

※広域活動組織となるための規模要件を満たさない場合は、左記合計と集落数×200万円のいずれか小さい方が上限となります。

広域活動組織となるための規模 ⇒

要件を満たさない場合は○

集落数×200万円

円

2. 組織の広域化・体制強化の計画 (計画がない場合、この項目への記入は不要です)

	広域活動組織の設立	特定非営利活動法人化
実施予定年度	令和 3 年度	令和 8 年度

※「特定非営利活動法人」とは、営農法人とは別に多面的活動に参与する法人のことです。

以下は市町村担当者と相談の上、記入してください。

集落数

農業地域類型 ☐ 平地農業地域 ☐ 中間農業地域

地域振興立法の適用

指定棚田地域の該当状況

交付金算定の対象としている農振農用地区域外の対象農用地面積

農地維持支払 資源向上支払 (共同) 資源向上支払 (長寿命化)

3. 活動の計画

(1) 農地維持支払

★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
点検・ 計画策定	1 点検	○											
	2 年度活動計画の策定	○											
研修	3 事務・組織運営等に関する研修、 機械の安全使用に関する研修	○年度（及び○年度）に受講予定（活動期間内に各1回以上受講）											
実践活動	農用地	4 遊休農地発生防止のための保全管理				○			○				
		5 畦畔・法面・防風林の草刈り			○	○	○						
		6 鳥獣害防護柵等の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	水路	7 水路の草刈り			○	○	○						
		8 水路の泥上げ	○										
		9 水路附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	農道	10 農道の草刈り					○		○				
		11 農道側溝の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		12 路面の維持	点検結果に応じて実施時期を決定										
	ため池	13 ため池の草刈り					○		○				
		14 ため池の泥上げ	点検結果に応じて実施時期を決定										
		15 ため池附帯施設の保守管理	点検結果に応じて実施時期を決定										
	共通	16 異常気象時の対応	洪水、台風、地震等の発生後										
地域資源の適切な保全管理のための推進活動									○				

地域資源の適切な保全管理のための推進活動について、1)～4)を記入してください。

1) 保全管理の目標を①～⑥から選んでください。（複数選択可）

	①中心経営体との役割分担による保全管理		④集落間連携や広域的活動による保全管理
☐	②集落営農組織を基礎とした地域ぐるみの保全管理		⑤多様な地域資源管理の担い手による保全管理
	③地域外の経営体との協力・役割分担による保全管理		⑥その他

2) 今後、地域で取り組んでいくべき保全管理の内容を①～⑤から1項目以上選んでください。

☐ ①農地の利用集積に伴う管理作業	☐ ④共同利用施設の保全管理
☐ ②高齢農家の農用地に係る管理作業	☐ ⑤その他
☐ ③不在村地主等の遊休農地に係る管理作業	

3) 2) で選んだ内容に取り組むため、今後進めていく取組の方向性を①～⑦から1項目以上選んでください。

☐ ①担い手の人材・機材の有効活用、連携強化	☐ ⑤不在村地主との連絡・調整体制の構築
☐ ②入り作等の近隣の担い手との協力	☐ ⑥集落間の連携や広域的な活動
☐ ③地域住民、土地持ち非農家等を含めた体制づくり	☐ ⑦その他
☐ ④新たな保全管理の担い手の確保	

4) 2) で選んだ内容に取り組むため、毎年実践する取組を17～23から1項目以上選んでください。

☐ 17. 入り作農家や土地持ち非農家を含む 農業者の検討会の開催	☐ 21. 地域住民等に対する意向調査、地域 住民等との集落内調査
☐ 18. 農業者に対する意向調査、農業者による現地調査	☐ 22. 有識者等による研修会、検討会の開催
☐ 19. 不在村地主との連絡体制の整備、調整等	☐ 23. その他
☐ 20. 集落外の住民・組織や地域住民との意見交換・ ワークショップ・交流会の開催	

(2) 資源向上支払（共同）

1) 施設の軽微な補修、農村環境保全活動

★実施する月に○を記入してください。

活動区分		活動項目	毎年度の実施時期											
			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
施設の 軽微な 補修	機能 診断 ・ 策 定	24 農用地の機能診断	☐											
		25 水路の機能診断	☐											
		26 農道の機能診断	☐											
		27 ため池の機能診断	☐											
		28 年度活動計画の策定	☐											
	研修	29 機能診断・補修技術等に関する研修	令和○年度に受講予定（活動期間内に1回以上受講）											
	実 践 活 動	30 農用地の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		31 水路の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		32 農道の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
		33 ため池の軽微な補修等	機能診断結果に応じて実施時期を決定											
農村 環境 保 全 活 動	計 画 策 定	34 生物多様性保全計画の策定		☐										
		35 水質保全計画、農地保全計画の策定		☐										
		36 景観形成計画、生活環境保全計画 の策定		☐										
		37 水田貯留機能増進計画、地下水か ん養活動計画の策定												
		38 資源循環計画の策定												

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
農村環境保全活動	39 生物の生息状況の把握（生態系保全）						○							
	43 畑からの土砂流出対策（水質保全）						○							
	46 施設等の定期的な巡回点検・清掃（景観形成・生活環境保全）							○						
	47 その他（景観形成・生活環境保全）							○						
	この線より上に行を挿入してください。													
啓発・普及	51 啓発・普及活動								○					

2) 多面的機能の増進を図る活動（任意の取組）★実施する月に○を記入してください。

活動区分	活動項目	毎年度の実施時期												備考
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
多面的機能の増進を図る活動	52 遊休農地の有効活用								○					
	55 防災・減災力の強化								○					
	56 農村環境保全活動の幅広い展開	○	○											
	57 やすらぎ・福祉及び教育機能の活用								○					
この線より上に行を挿入してください。														
	60 広報活動													

※増進を図る活動を実施する場合は、活動項目を選択した上で、毎年度実施するとともに、広報活動を毎年度実施してください。

ただし、農業地域類型区分の「中間農業地域」または「山間農業地域」、地域振興立法8法地域においては広報活動は必須ではありません。

56. 農村環境保全活動の幅広い展開 を選択した場合、以下の太枠内も記入してください。

56. を選択した場合に選択⇒ ☒ 農村環境保全活動を1テーマ追加 ☐ 「高度な保全活動の実施」

農村環境保全活動のテーマ

水質保全

高度な保全活動の活動項目

↑「生態系保全」「水質保全」「景観形成・生活環境保全」、「水田貯留機能増進・地下水かん養」「資源循環」から選択

59. 都道府県、市町村が特に認める活動 を選択した場合、具体的な活動内容を記載してください。

(3) 資源向上支払（長寿命化）

工事1件当たり200万円以上となることが明らかな場合は、様式第1－4号「長寿命化整備計画書」を作成し、添付してください。なお、1つの取組を分けて実施する場合は、それぞれを1件として考えます。

※延べ数量の延長は小数点以下第2位まで記入してください。

活動内容			延べ数量 (単位はkmか 箇所を選択)	年度計画				
施設区分	活動項目	内容		1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
水路	61 水路の補修	水路〇〇-〇の老朽化部分の目地補修を行う	0.03 km	○	○			
水路	62 水路の更新等	土水路からコンクリート水路への更新	0.24 km	○	○	○		
農道	63 農道の補修	農道〇〇-〇の路肩及び法面の補修	1.54 km		○	○		
ため池	66 ため池（附帯施設）の更新等	ゲートの更新を行う	3.00 箇所	○	○	○		

この線より上に行を挿入してください。

☆直営施工の実施方針について

10

全て直営施工



一部直営施工

10

直営施工は実施しない

☆上記以外に農業の多面的機能の維持・発揮に必要な共同活動を実施する場合は、その活動内容を、この活動計画書に記載してください。（別紙でも可。）（実施要領第1の2の（4）又は第2の2の（4）に基づく活動）

4. 加算措置

加算措置に取り組む場合は以下を記入してください。取り組まない場合、この先3枚は提出不要です。

対象農用地面積は小数点以下を切り捨て、整数で記入してください。

(1) 農地維持支払の小規模集落支援

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	100a	1,000 円/10a	10,000円
畑	50a	600 円/10a	3,000円
草地	10a	80 円/10a	80円
合計	160a		13,080円

★小規模集落支援の適用条件

○小規模集落の総農家戸数が10戸以下である

○小規模集落がこれまでに農地・水・環境保全向上対策、農地・水保全管理支払、多面的機能支払の交付対象になっていない

小規模集落数	集落名
2集落	○集落、○集落

(2) 資源向上支払（共同）の多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援

適用条件の確認

多面的機能の増進を図る活動の取組項目数

↓ 取組を継続中の組織のみ記入

項目	本事業計画の取組	前年度又は変更前の取組
遊休農地の有効活用	○	○
農地周りの環境改善活動の強化		
地域住民による直営施工		
防災・減災力の強化	○	
農村環境保全活動の幅広い展開	○	○
やすらぎ・福祉及び教育機能の活用	○	
農村文化の伝承を通じた農村コミュニティの強化		
都道府県、市町村が特に認める活動		

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	300 円/10a	300,000円
畑	1,000a	180 円/10a	18,000円
草地	100a	30 円/10a	300円
合計	11,100a		318,300円

★多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援の適用条件

○取組を継続する活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数
＞前年度又は変更前の取組項目数

○新規の活動組織又は広域活動組織
本事業計画の取組項目数 2つ以上

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

(3) 資源向上支払（共同）の農村協働力の深化に向けた活動への支援

適用条件の確認

① 多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受ける ☐

② 農業者以外の割合

・ 組織の構成員

農業者	個人	40人	+団体	1団体	=	41人・団体	
農業者以外	個人	25人	+団体	5団体	=	30人・団体	…①
合計	個人	65人	+団体	6団体	=	71人・団体	…②

・ 農業者以外の割合 … ①/②

③-1 共同活動に参加する構成員の総人数の8割が参加する実践活動の実施

個人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 のうち、8割にあたる 以上が
 参加する実践活動を毎年度行う。

③-2 あるいは、役員に女性が 選任されていて、共同活動に参加する構成員の総人数の6割が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に実施

個人 + 団体の構成員のうち、共同活動に参加する人数
 = 共同活動に参加する構成員の総人数 のうち、6割にあたる 以上が
 参加する実践活動を、2種以上、それぞれ別の日に毎年度行う。

③-1、2いずれの場合も、共同活動に参加する構成員の総人数の内訳がわかる名簿（様式自由）を添付してください。

地目	対象農用地面積	交付単価	年当たり交付金額
田	10,000a	300 円/10a	300,000円
畑	1,000a	180 円/10a	18,000円
草地	100a	30 円/10a	300円
合計	11,100a		318,300円

※資源向上支払（共同）の交付単価の減額条件に該当する場合は、加算措置の交付単価も同様に減額する。

★ 農村協働力の深化に向けた活動への支援の適用条件

○多面的機能の更なる増進に向けた活動への支援を受けること

○構成員の農業者以外の割合 4割以上

○共同活動に参加する構成員の総人数（※）の8割以上が参加する実践活動を行うこと、あるいは女性役員が2名以上の組織で構成員の総人数の6割以上が参加する実践活動を複数回行うこと
 ※構成員個人と、団体の構成員のうち共同活動に参加する人数の合計

(4) 組織の広域化・体制強化に対する支援

区分	該当するものに○	交付額
3集落以上 又は50ha以上200ha未満	☐	40,000 円/年・組織
200ha以上1,000ha未満 又は特定非営利活動法人	☐	80,000 円/年・組織
1,000ha以上	☐	160,000 円/年・組織

※北海道にあっては、3集落以上又は1,500ha以上3,000ha未満のとき40,000円/年・組織、3,000ha以上15,000ha未満又は特定非営利活動法人のとき80,000円/年・組織、15,000ha以上のとき160,000円/年・組織に置き換える。

※特定非営利活動法人の加算措置を受ける場合は、特定非営利活動促進法第13条第2項の登記事項証明書の写しを提出してください。

(5) 水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動への支援

適用条件の確認

- ①資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
- ②広域活動組織にあっては、本活動を実施する集落ごとに、資源向上支払（共同）の交付を受ける水田面積のうち5割以上において、雨水貯留機能の強化（田んぼダム）を推進する活動を行っていること。
（実施しない集落の面積は対象農用地面積より除くこと。）

a 実施期間

開始年度		最終年度	
令和3	年度	令和7	年度

b 実施計画

年度		年次計画・実施体制等
令和3	年度	構成員に田んぼダムについて周知を行う。運営委員会が中心となり、田んぼダム実施体制を確立する。資源向上支払（共同）対象農用地のうち10%で田んぼダムを実施する。
令和4	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち30%で田んぼダムを実施する。
令和5	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち50%で田んぼダムを実施する。
令和6	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち55%で田んぼダムを実施する。
令和7	年度	資源向上支払（共同）対象農用地のうち60%で田んぼダムを実施する。

c 最終年度における実施面積及び加算額

地目	全対象農用地面積	うち、実施面積	交付単価		年当たりの加算額	実施面積の割合
田	10,000a	6,000a	300	円/10a	300,000円	60%

（参考）広域活動組織における集落ごとの実施面積と割合

集落名	対象農用地面積		実施面積の割合	備考
		うち、実施面積		
A	3,000 a	2,000 a	67%	
B	2,000 a	1,000 a	50%	
C	4,000 a	2,400 a	60%	
D	1,000 a	600 a	60%	

d 活動実施区域位置図

別添3「田んぼダム実施区域位置図」のとおり

※なお、別添1「実施区域位置図」に田んぼダム実施区域位置を記載している場合、別添3は省略できる。

活動組織設立総会議案書（例）

議 事

第 1 号議案 規約（案）の承認について

第 2 号議案 事業計画（案）・活動計画（案）の承認について

第 3 号議案 令和〇年度事業計画(案)および収支予算(案)について

第 4 号議案 役員の選任について

第 5 号議案 その他